

現 場 説 明 書

工 事 名 名古屋神宮郵便局小包区分機設置等工事

(部署名) 日本郵便株式会社
郵便・物流ネットワーク部

1 一般事項

- (1) この工事の入札は、工事請負契約書案又は工事請負請書案及びこの説明書に記載する条件により日本郵便株式会社入札者注意書に従って行う。
- (2) この工事の入札参加者は、入札執行の完了に至るまで、いつでも入札を辞退することができる。
- (3) この工事の入札参加者は、入札を辞退するときは、その旨を次の各号に掲げるところにより申し出るものとする。
 - ア 入札執行前にあっては、入札辞退届を契約責任者に直接持参し、又は郵送（入札日の前日までに到着するものに限る。）して行う。
 - イ 入札執行中にあっては、入札辞退届又はその旨を明記した入札書を入札を執行する者に直接提出して行う。
- (4) 入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けるものではない。
- (5) この工事の入札に当たっては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。
- (6) 入札回数は、原則として2回を限度とする。
- (7) 本体工事の受注者は、工事現場の近隣関係者に対して工事着手前に作業の工程及び方法等について説明し、工事の円滑な進行を図ること。
- (8) 図面の管理について
図面については、積算目的以外での使用、第三者への漏えいを禁ずる。
なお、廃棄する場合においても、第三者に漏えいすることのないよう入札参加者の責任において処分すること。
- (9) 施工管理体制に関する事項のヒアリング
当該契約の内容に適した履行がされないおそれがあると認められる基準（低入札価格調査基準）を下回る価格で落札した場合においては、受注者は、標準仕様書に基づく施工管理体制に関する事項の提出に際して、その内容のヒアリングを契約責任者から求められたときは、これに応じなければならない。

2 契約の保証

- (1) 落札者は、工事請負契約書案又は工事請負請書案の提出とともに、以下のアからオのいずれかの書類を提示、又は提出しなければならない。
また、受注者が加入すべき履行保証保険の内容は、破産管財人等による請求も保証するものでなければならない。
 - ア 削除
 - イ 削除
 - ウ 債務不履行時による損害金の支払いを保証する金融機関等の保証に係る保証書の提出
- (7) 契約保証金の支払の保証ができるものは、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和29年法律第195号）に規定する金融機関である銀行、信託会社、保険会社、信用金庫、信用金庫連合会、労働金庫、労働金庫連合会、農林中央金庫、商工組合中央金庫、信用共同組合、農業共同組合、水産業共同組合若しくは又はその他の貯金の受入れを行う組合（以下「銀行等」という。）又は公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社（以下「金融機関等」と

総称する。)とする。

(イ) 保証書の宛名の欄には、「契約責任者 不動産部担当執行役員 鏡原 大輔」と記載するように申し込むこと。

(ウ) 保証債務の内容は工事請負契約書案又は工事請負請書案に基づく債務の不履行による損害金の支払いであること。

(エ) 保証書上の保証に係る工事の工事名の欄には、工事請負契約書案又は工事請負請書案に記載される工事名が記載されるように申し込むこと。

(オ) 保証期間は、工期を含むものとする。

(カ) 保証債務履行の請求の有効期間が保証期間経過後6ヶ月以上であること。

(キ) 請負代金額変更により契約保証金の金額を変更する場合又は工期を変更する場合等の取扱いについては、契約責任者の指示に従うこと。

(ク) 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されたときは、金融機関等から支払われた保証金は、日本郵便株式会社の収入に帰属する。

なお、違約金の金額が契約保証金の金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。

(ケ) 受注者は、銀行等が保証した場合にあっては、工事完成後、契約責任者から保証書(変更契約書がある場合は、変更契約書を含む。)の返還を受け、銀行等に返還するものとする。

エ 債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証に係る証券の提出

(7) 公共工事履行保証証券とは、保険会社が保証金額を限度として債務の履行を保証する保証である。

(イ) 公共工事履行保証証券の宛名の欄には、「契約責任者 不動産部担当執行役員 鏡原 大輔」と記載するよう申し込むこと。

(ウ) 保証書上の保証に係る工事の工事名の欄には、工事請負契約書案又は工事請負請書案に記載される工事名が記載されるように申し込むこと。

(エ) 保証期間は、工期を含むものとする。

(オ) 請負代金額の変更をする場合又は工期を変更する場合等の取扱いについては、契約責任者の指示に従うこと。

(カ) 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されたときは、保険会社から支払われた保証金は、日本郵便株式会社の収入に帰属する。

なお、違約金の金額が保証金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。

オ 債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約に係る証券の提出

(7) 履行保証保険とは、保険会社が債務不履行時に、保険金を支払うことを約する保険である。

(イ) 履行保証保険は、定額てん補方式を申し込むこと。

(ウ) 保証証券の宛名の欄には、「契約責任者 不動産部担当執行役員 鏡原 大輔」と記載するように申し込むこと。

(エ) 保証書上の保証に係る工事の工事名の欄には、工事請負契約書案又は工事請負請書案に記載される工事名が記載されるように申し込むこと。

(オ) 保険期間は、工期を含むものとする。

(カ) 請負代金額の変更をする場合の取扱いについては、契約責任者の指示に従うこと。

(※) 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されたときは、保険会社から支払われた保険金は、日本郵便株式会社の収入に帰属する。

なお、違約金の金額が保険金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。

(2) (1)の規定に係る契約の保証額は請負代金額の10分の1の金額以上とする。

(3) (1)の規定にかかわらず、請負代金額が500万円以下の工事請負契約である場合は、契約の保証を付さなくてもよいものとする。

3 中間前金払と既済部分払の選択について

請負代金額が1,000万円以上であって、かつ、工期が150日以上 of 工事については、中間前金払を請求できるので、この場合は、中間前金払と既済部分払のいずれかを選択すること。

なお、その選択については、落札決定後、契約締結時まで申し出るものとし、その後においては変更することができない。

また、未完成工事に係る工事請負代金債権の譲渡の申込み（以下「債権譲渡申込」という。）を行うことが可能な工事について、中間前金払又は既済部分払が行われたもの（ただし、複数年度にわたる契約については、最終年度に中間前金払又は既済部分払が行われたもの。）は、債権譲渡申込みできない。

なお、債権譲渡申込が承諾された以降は、中間前金払や既済部分払を請求することができず、その後においては変更することができない。

4 工事請負契約書案又は工事請負請書案について

受注者から契約責任者への請求、催告、通知、報告、申出、承諾及び解除に係る書面は、別に定める工事請負契約関係の書式によること。

第3条（請負代金内訳書及び工程表）関係

請負代金内訳書及び工程表は、契約締結後10日以内に提出すること。

第10条（現場代理人及び主任技術者等）関係

(1) 配置された主任技術者又は監理技術者については、発注者から資格等の確認を求められた場合はそれに応じなければならない。監理技術者補佐についても同様とする。

(2) 第1項の規定により現場代理人を発注者に通知するときは、定められた様式により、契約締結後10日以内に提出すること。

(3) 第2項の現場代理人は、臨機駐在とする。

第16条（工事用地の確保等）関係

(1) 第3項の「撤去」には、支給材料又は貸与品を契約責任者に返還することが含まれるものとする。

(2) 第4項の「処分」には、支給材料又は貸与品を回収することが含まれるものとする。

第26条（賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更）関係

(1) 第1項の規定による賃金水準又は物価水準の変動による請負代金額の変更（以下「スライド」という。）は、残工事の工期が60日を越え、かつ、残工事量が20%以上ある場合に行う。

(2) 第2項の「変動前残工事代金額」の算定の基礎となる「当該請求時の出来形部分」の確認については、第1項の請求があった日から起算して、14日以内

で契約責任者が受注者と協議して定める日において、契約責任者が指定する社員に確認させる。この場合において受注者の責により遅延していると認められる工事量は、当該請求時の出来高部分に含めるものとする。

第 30 条（不可抗力による損害）関係

- (1) 第 4 項の「請負代金額」とは、被害を負担する時点における請負代金額とする。
- (2) 1 回の損害額が当初の請負代金額の $5/1000$ の額（この額が 20 万円を越えるときは 20 万円）に満たない場合は、第 4 項の「当該損害の額」は 0 とする。

第 35 条（前金払及び中間前払金）関係

- (1) 第 1 項に定める前払金の支払は、1 件の請負代金額が 500 万円以上である場合に請求できる。また、前払金の率は、請負代金額の 10 分の 4 以内とする。
- (2) 既済部分払をすることを選択した場合には、第 3 項に定める中間前払金の支払請求はできない。
- (3) 第 4 項に定める中間前払金に係る認定の請求は、当該契約に係る工期の 2 分の 1（複数年度にわたる契約にあっては、当該年度の工事実施期間の 2 分の 1）を経過し、かつ、おおむね工程表によりその時期までに実施すべき工事が行われ、その進捗が金額面でも 2 分の 1（複数年度にわたる契約にあっては、当該年度の出来高予定額の 2 分の 1）以上である場合に行うものとする。

第 36 条（保証契約の変更）関係

第 3 項に規定する保証会社に対する通知は、工事請負契約書案又は工事請負請書案の写を送付することにより行うこと。

第 38 条（部分払）関係

削除

第 40 条（複数年度にわたる契約の特則）関係

削除

第 42 条（複数年度にわたる契約の部分払の特則）関係

削除

第 54 条（解除に伴う措置）関係

- (1) 第 6 項の「撤去」には、支給材料又は貸与品を契約責任者に返還することが含まれるものとする。
- (2) 第 7 項の「処分」には、支給材料又は貸与品を回収することが含まれるものとする。

第 57 条（契約不適合責任期間）関係

- (1) 第 1 項に規定する契約不適合を理由とする履行の追完等を請求できる期間は引渡しの日から 2 年とする。
- (2) 第 1 項に規定する契約不適合を理由とする履行の追完等を請求できる期間内に、当社が次の時期に行う契約不適合の調査には、原則として現場代理人が立ち会うこと。
 - ア 第 1 回目の調査（引渡し後おおむね半年後に実施）
 - イ 第 2 回目の調査（引渡し後おおむね 1 年後に実施）
 - ウ 第 3 回目の調査（引渡し後 2 年以内に実施）

第 61 条（火災保険等）関係

第 1 項の規定により、工事目的物及び工事材料等を火災保険その他の保険に付

する場合の取扱いについては、次の「工事目的物及び工事材料等の火災保険等付保基準」による。

工事目的物及び工事材料等の火災保険等付保基準

- (1) 保険種類は、火災保険、建設工事保険又は組立保険のいずれか一を選択することができる。
- (2) 保険金額は、次の場合を除き請負代金額とする。
 - ア 支給材料がある場合には、支給材料の価額を請負金額に加えた額を保険金額とする。
 - イ 躯体工事うち基礎工事（杭・地業・根切・山止め・捨てコンクリート類）については、保険対象から除外することができる。
 - ウ 火災保険の保険金額は、工事中のいかなるときにおいても保険対象工事出来高価額及び工事現場における材料価額の合計額以上とする。
- (3) 保険期間の始期は、工事着手の日（工事現場に工事材料が荷卸された日）とし、終期は、引渡期限とする。

第 64 条（あっせん又は調停）関係

第 1 項に定める建設工事紛争審査会は、受注者が国土交通大臣許可を受けている建設業者の場合は、中央建設工事紛争審査会とし、都道府県知事許可を受けている建設業者の場合は、当該都道府県の建設工事紛争審査会とする。

5 技術事項
別紙による。